

地域包括支援センターの再編について

1 これまでの主な経緯（別添1参照）

- 地域包括支援センターの充実・強化に向けた効率的かつ効果的な運営体制の構築のため、現在市内7箇所に設置している地域包括支援センターについて、本市が定める11の日常生活圏域単位（中学校単位）ごとの運営に向けた圏域再編を行うこととした。
- 3つの日常生活圏域（東山・福生・福米）を担当する「ふれあいの里地域包括支援センター」を直営から委託方式に変更し、「東山圏域」については（福）米子市社会福祉協議会が運営することとし、「福生圏域」及び「福米圏域」については、それぞれ受託に係る公募型プロポーザルを実施することとした。
- また、複数のセンターが相互に連携する効果的な取組の推進に向けた総合調整を行う、「地域包括支援センター統括員」の配置を行うこととした。

2 現在の進捗状況

（1）後藤ヶ丘・加茂圏域

- ・令和5年度に（医）厚生会から受託辞退の申し出があった「義方地区」については、令和6年7月1日から「住吉・加茂地域包括支援センター」の運営法人である（福）こうほうえんが運営する。また、このことに伴い、センターの名称が以下のとおり変更となる。

変更前		変更後	
センターの名称	担当地区	センターの名称	担当地区
義方・湊山地域包括支援センター	明道、就將、義方	湊山 地域包括支援センター	明道、就將
住吉・加茂包括支援センター	住吉、加茂、河崎	後藤ヶ丘・加茂 地域包括支援センター	義方 、住吉、加茂、河崎

- ・当該2圏域については、今年度、運営法人と複数拠点の設置に向けた協議を行う。

（2）福生・福米圏域

- ・令和6年5月20日に公募型プロポーザル実施要領（別添2）を公開
- ・令和6年7月中旬頃に、市の職員及び外部委員で構成される選定委員会による選定を実施予定。（⇒令和6年8月中に選定結果の通知を送付）

（3）弓ヶ浜・美保圏域

- ・当該2圏域については、今年度、運営法人と複数拠点の設置に向けた協議を行う。
- ・美保は少規模のセンターとなることから、様々な設置形態（サブセンター等）を視野に入れて協議を行う予定。

3 統括員の配置について

- ・別添3「地域包括支援センター統括員の配置について（案）」参照

4 センターの業務負担軽減について

- ・センターの業務負担の軽減策について検討を行うため、その前段として、タイムスタディ調査・業務改善自動提案アプリケーション「ハカルト」を使用し、センター業務のタイムスタディを実施予定。（令和6年7月中）
- ・上記調査結果を踏まえ、必要に応じて「地域包括支援センター等における ICT 等導入支援事業」（補助率：国 1／2）の活用等について今後検討を行う。

5 参考資料

- 別添 1 地域包括支援センターの運営体制について（令和5年度第2回運協資料）
- 別添 2 令和6年度米子市地域包括支援センター運営業務委託公募型プロポーザル実施要領
- 別添 3 地域包括支援センター統括員の配置について（案）
- 別添 4 「ハカルト」プレスリリース資料
- 別添 5 地域包括支援センター等における ICT 等導入支援事業（概要）